行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、左下腿部の部分死体

上記の者は、平成27年４月26日午後５時30分ごろ、神奈川県相模原市緑区鳥屋地内宮ケ瀬湖西側湖畔付近にて発見されたものです。

遺体は火葬に付し、本市無縁没者供養塔に納骨してありますので、お心当たりの方は、本市地域福祉課までお申し出ください。

平成27年10月２日

神奈川県　　相模原市長　加山　俊夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、60～80歳の男性、身長158㎝、体格普通、白髪短髪、眉間に粟粒大の疣、灰ジャンパー・ズボン、肌色Ｔシャツ、茶運動靴、白帽子、現金17,517円、眼鏡

上記の者は、平成27年５月26日午前５時45分、住之江区南港北２－５－20元なにわの海の時空館東側敷地内で発見されました。死亡は同日午前２時頃（推定）、発見場所に同じ。死因は出血性ショック。遺体は検視の上、小林斎場において火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

平成27年10月２日

大阪市　　住之江区長　髙橋　英樹

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の女性、身長159㎝位、所持品あり

上記の者は、平成27年４月28日の午前10時30分頃、長崎県壱岐市郷ノ浦町長島字崎ノ谷188－14所在の壱岐長島灯台から真方位315度、約700ｍの海岸にて死亡した状態で発見されたものです。死因、死亡年月日は不詳です。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市市民部保護課までお申し出ください。

平成27年10月２日

長崎県　　壱岐市長　白川　博一

公示送達

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る菅野英世氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、同条第５項及び同法第99条第２項の規定による仮換地（第一段階）指定通知については、送付を受けるべき者がその受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成27年10月２日

陸前高田都市計画

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　陸前高田市

代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

記

１　書類の送付を受けるべき者

住所　宮城県仙台市若林区大和町３丁目１番15－202号

氏名　菅野　英世

２　通知の内容

⑴　従前の宅地

町字　気仙町字町

地番　46－10

地目　宅地

登記地積　188.16㎡

（基準地積　188.16㎡）

仮換地（第一段階）

町字　気仙町字町

地番　46－10

地目　宅地

登記地積　188.16㎡

（基準地積　188.16㎡）

仮換地（第一段階）の指定の効力発生の日

平成27年10月23日

仮換地（第一段階）について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知する日

⑵　従前の宅地

町字　気仙町字町裏

地番　８－６

地目　畑

登記地積　340㎡

（基準地積　340.00㎡）

仮換地（第一段階）

町字　気仙町字町裏

地番　８－６

地目　畑

登記地積　340㎡

（基準地積　340.00㎡）

仮換地（第一段階）の指定の効力発生の日

平成27年10月23日

仮換地（第一段階）について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知する日

⑶　従前の宅地

町字　気仙町字町裏

地番　57－２

地目　宅地

登記地積　235.05㎡

（基準地積　235.05㎡）

仮換地（第一段階）

町字　気仙町字町裏

地番　57－２

地目　宅地

登記地積　235.05㎡

（基準地積　235.05㎡）

仮換地（第一段階）の指定の効力発生の日

平成27年10月23日

仮換地（第一段階）について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知する日

注　上記の土地について以下のとおり、二段階の仮換地指定を予定しております。

１　仮換地（第一段階）の指定は、土地区画整理法第98条第１項に基づき、工事のために実施するものです。

この通知記載の「仮換地（第一段階）の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができなくなります。また、仮換地（第一段階）は、工事のために指定するものですので、使用し、又は収益することはできません。

２　換地設計に向けた検討・調整が進捗した段階で、仮換地（第一段階）を変更し、移転先地に仮換地（第二段階）を指定し、その位置、地積等を通知します。

３　仮換地（第二段階）の指定通知に記載される「仮換地（第二段階）について使用又は収益を開始することができる日」から、仮換地（第二段階）について、使用し、又は収益することができるようになります。

教　示

１　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

２　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に陸前高田市を被告として取消訴訟を提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十七年五月二十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

北海道増毛郡増毛町信砂五七八番地の三

特定非営利活動法人美林舎

清算人　安達　　登

解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

札幌市東区北二十一条東二丁目一番一号

合同会社坂井企画

清算人　坂井　　進

解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

札幌市豊平区西岡二条一一丁目一九番八号

株式会社マルサン三和商事

代表清算人　林　　陽

解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

北海道江別市二条六丁目一〇番地

有限会社吉田事務所

清算人　吉田　　誠